

平成19年度第3回兵庫県入札監視委員会 議事概要

開催日及び場所	平成19年9月10日(月) 兵庫県民会館 7階 「鶴」	
委員	根岸 哲 (甲南大学法科大学院教授) 西村 多嘉子 (大阪商業大学総合経営学部教授) 安室 憲一 (兵庫県立大学経営学部教授) 木村 治子 (弁護士) 土居 鹿男 ((財)兵庫地域政策研究機構評議員)	
審議対象期間	平成19年4月1日～平成19年6月30日	
議案1 入札及び契約手続の運用状況等の報告	欠席委員：なし	
議案2 抽出した工事に係る入札及び契約手続等の審議		
議案3 談合情報があった案件の審査		
抽出等案件	総件数	10件
一般競争入札		1件
公募型一般競争入札		1件
制限付き一般競争入札		1件
指名競争入札		5件
随意契約		1件
談合情報		1件
委員からの質問・意見 それに対する回答等	質問・意見	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具 申又は勧告の内容	なし	

	質 問	回 答
1	<p>入札及び契約手続の運用状況等の報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 制限付き一般競争入札が指名競争入札と比べて落札率が低くなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制限付き一般競争入札は、今年度から実施したばかりで件数は少ないが、地域要件はあるものの、他の要件が適合すれば、多くの企業が参加でき、その中で競争が行われているためである。
2	<p>抽出した工事に係る入札及び契約手続等の審議</p> <p>(1) 一般競争入札（不落随契）：病院局（企画課）発注 「県立新加古川病院建築工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入札は電子入札ではないのか。 ・ 1回目入札で辞退者があり、また、2者は同一金額で入札し、再度入札ではその2者とも辞退している。奇異に感じるが、理由があるのか。 ・ 入札者が4者に対し、入札参加見込対象者は49者となっており多いのではないか。 ・ 入札者4者のうち辞退者があり、かつ落札率が99.9%と高く、不自然であることは否めない。 <p>(2) 公募型一般競争入札：病院局（企画課）発注 「県立新加古川病院受変電設備工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (1)の工事は企業の所在地要件はないが、本工事は県内 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病院局発注の工事は紙入札を行っている。 電子入札を行っているのは、県民局分を含み件数が非常に多い県土整備部、農林水産部、企業庁である。 ・ 本工事では、同規模程度の工事施工実績を有する監理技術者の専任配置を義務づけている。1回目入札を辞退した企業は、全国に展開している企業で、マンション等の民間工事が活発になる中で、技術者の配置が困難となったことが、辞退理由の一つと考える。 同一金額の入札については、大手企業は積算能力が高く、自社で積算ソフトを持っており、県は積算基準や積算単価を公表していることから、2者とも予定価格を若干上回る金額で同一になったと考える。 再度入札では、自らの積算以下では受注できないということで辞退されたのではないか。 ・ 入札参加資格要件で定める総合評定値に適合する企業を対象者としており、総合評定値から見ればそれだけの適合企業がいるということである。 ・ 辞退及び高落札率については、大手企業が持つ高い積算能力からして、県の積算が予算的なこともあり、厳しかったということではないか。 なお、本工事ではJVの構成員数を4者としているが、構成員数を減らせば参加者が増えることは考えられるので、今後の検討課題と認識している。 ・ (1)の工事はWTO案件として一般競争入札を行って

	<p>限定が要件となるのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本工事も紙入札を行っているが、部局ごとに入札を行うのではなく、どこかで統一して全部局が電子入札化することはできないか。 <p>(3) 随意契約：病院局（こども病院）発注 「小児救急医療センター建築追加工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本体工事の入札の際に、追加工事があるという含みを持たせたことはあるのか。 ・ 本体工事の契約額はいくらか。 （追加工事の契約額：108,150,000円） <p>(4) 制限付き一般競争入札：東播磨県民局（加古川土木事務所）発注 「東播磨港二見護岸工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入札金額が低い2者が失格となっているが、一定の金額以下は失格というラインがあるのか。 <p>(5) 指名競争入札：農林水産部（六甲治山事務所）発注 「県単独県営地山事業18単第50号」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 治山ダムの修繕工事は、今後、順次行っていくのか。 ・ このような工事は、1件だけ取り上げて調査してもわかりにくい部分もあるので、今後の同様な工事を継続的に調査を行っていく必要がある。 ・ これまでの治山ダムの修繕工事に入札に参加している業者は、異なる業者か。 <p>(6) 指名競争入札：教育委員会（宝塚東高等学校）発注 「県立宝塚東高等学校コンピューター教室空調設備工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本工事も入札で2者が辞退しているが、なぜ辞退が発生するのか。 	<p>おり、所在地要件は設定できない。本工事は公募型一般競争入札であり、県の発注基準により県内限定が要件となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 紙入札を行っている部局は、入札の件数が少なく、電子入札を行う上で費用対効果の問題もあるが、現在1,000万円以上で行っている電子入札を、来年度に向けて広げるかどうかを検討するなかで、あわせて検討したい。 ・ そのような事実はない。 ・ 372,750,000円である。 ・ 最低制限価格（非公表）を設けており、この価格を下回れば失格となる。 ・ 六甲治山事業では51基の計画があり、数年に分けて行っていく。今年度までに6基を実施している。 ・ 工事金額及び工事地域ごとに指名の対象となるランクや地域が決まっているので、業者は工事の都度に異なっている。 ・ 今年度から指名者数を6者から10者に広げたことや、民間の建築関係の好調から入札に参加できないようなことが考えられる。
--	---	---

<p>(7)</p> <p>(8)</p> <p>(9)</p> <p>3</p>	<p>指名競争入札：警察本部（会計課）発注 「第10次西播・但馬地区道路標示設置等工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> このような工事は、概ね単価は決まっています、比較的簡単に入札金額の積算ができるのか。 <p>指名競争入札：警察本部（会計課）発注 「第20次但馬地区道路標示更新工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> (7)の工事も本工事も、両工事ともに指名された2業者のうちの同一業者が落札しているが、指名選定はどのように考えで行ったのか。 この工事も同様な工事が多く、個々に調査を行うよりも、継続して行うほうがよい。 <p>指名競争入札：但馬県民局（八鹿土木事務所）発注 「427号歩道再整備工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> 落札率が高いうえに、全入札者とも入札金額の差が小額である。積算が簡単なのか。 <p>談合情報があった案件の審査 制限付き一般競争入札：但馬県民局（豊岡土木事務所）発注 「(砂)坂津川 通常砂防工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> 昨年は但馬県民局に談合情報はあったのか。 誰が入札に参加したのかはわからないのか。 制限付き一般競争入札は、誰が入札に参加しているかわからず、参加業者数も多いので、談合は行いにくいのか。 談合の疑いの強い情報があった場合は、発注者による対応よりも先に警察や公正取引委員会に情報を提供すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 本工事は道路交通法に定められた工事であり、内容は決まっているので、積算は行いやすい。 但馬県民局管内の業者だけでは数が少ないため、隣接する県民局管内の業者も指名選定を行い、さらに、競争性を高めるため、両工事とも県外業者を1者選定した。 落札業者は、唯一の但馬県民局管内の業者である。 街渠や舗装工事等に係るコストは面積当たりで決まっており、撤去したアスファルトなどの再生処理単価も決まっていることから、積算はやりやすい。 昨年は無く、今年になってからである。 業者は他のどの業者が参加申し込みをしているか、開札後に公表するまではわからない。 談合情報の内容からすると、入札の妨害が目的という可能性が強い。 現在、準備を進めている公正取引委員会への報告とあわせて、県警とも協議を行っていく。
<p>その他：政府調達に関する苦情処理、建設工事に係る再苦情処理について</p> <ul style="list-style-type: none"> 今回は、無かった旨、事務局より報告。 		